

# 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	不明（平成30年3月2日 15時00分ごろ～3日 06時00分ごろ）
発生場所	宮城県女川町塚浜漁港 寺間港防波堤灯台から真方位222° 2.5海里付近 （概位 北緯38° 24.5′ 東経141° 29.4′）
事故の概要	漁船第十善宝丸は、係船用シンカーに一点係船中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年3月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十善宝丸、4.1トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-10925（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	なし
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3～5、視界 良好</p> <p>海象：港内 平穏</p> <p>本事故発生場所から北西方約7.3kmに位置する女川地域気象観測所における平成30年3月2日15時から3日15時までの間の平均風速及び最大瞬間風速の観測値の最高値は、それぞれ次のとおりであった。</p> <p>平均風速 2日18時30分 8.2m/s、風向 西北西</p> <p>最大瞬間風速 2日18時30分～40分 19.5m/s、風向 西</p> <p>女川町には、平成30年3月1日20時25分に波浪注意報が、また、2日20時28分に強風注意報がそれぞれ発表され、本事故時も継続中であった。</p>
事故の経過	<p>本船は、塚浜漁港の沖防波堤北西方約20mに設置した係船用シンカー（重錘）1個に船首から係船索を取って無人で係船中、平成30年3月2日15時00分ごろに僚船の乗組員に異常なく係船されているのを確認された後、3日06時00分ごろ僚船の乗組員から本船が見えないとの連絡を受け、すぐに確認に行った船舶所有者の家族（以下「船主家族」という。）により係船場所で沈んでいるのが発見された。</p> <p>本船は、船主家族が業者に本船の引揚げを依頼し、その業者により海上保安庁に通報された。</p> <p>本船は、左舷を下にして水深約8～10mの海底に横倒しとなっていたところを起重機船により4日10時ごろ引き揚げられ、船体に亀</p>

	<p>裂等の特段の異常が認められず、宮城県石巻市内の造船所に運ばれて後日解体処分された。</p> <p>船主家族は、3月2日に塚浜漁港付近が強風で時化していたので、本船が、強風及び波浪による船体の傾斜及び甲板上への海水の打ち込みにより、船内に浸水して沈没したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船は、ホヤの養殖漁業に使用されていたが、船舶所有者が体調を崩し、平成28年10月ごろから使用されていなかった。</p> <p>船主家族は、平成29年7月に機関整備業者による主機等の整備を実施したものの、その後、養殖漁業を辞めることとなり、業者に本船の解体を依頼していた。</p> <p>本船は、船主家族の依頼で僚船の乗組員により船外から時々確認されていたものの、平成29年7月の機関整備の実施後、本事故発生まで船内の点検が行われていなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、塚浜漁港において、無人で係船用シンカーに一点係船中、船内に浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、2日15時00分ごろ定係場所で異常なく係留されていることが確認されており、3日06時00分ごろ見えなくなっていることが確認されたことから、この間において沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、強風及び波浪による船体の傾斜及び甲板上への海水の打ち込みにより、船内に浸水した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、塚浜漁港において、無人で係船用シンカーに一点係船中、船内に浸水したため、沈没したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岸壁等に係留する際は、船外だけでなく船内も定期的に点検すること。</li> </ul>